

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2023年10月2日現在)

商品名	・懸賞品付定期貯金「Slow 風土」
取扱期間	・2023年10月2日から2023年12月29日まで
販売対象	・個人のみ
預入期間	・定型方式 1年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口にてお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れられます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 本貯金商品は以下の取扱要領により実施します。 （１）「信州の贈り物」抽選 ①懸賞品抽選権 ・ 定期貯金 20 万円につき 1 本の懸賞品抽選権（抽選番号）が付きます。 ・ 当選は抽選番号の「下 2 桁」により決定し、連続した抽選番号を持つ抽選権 20 本につき 1 本が当選します。 ②当選番号の発表 当選番号は 2024 年 1 月中に決定し、店頭に掲示します。 ③ 懸賞品のお申し込みについて ・ 本定期貯金契約時に、ご希望の賞品を選択することでお申し込みを行います。当選者へは商品の発送をもって当選通知に代えることとします。 ・ 契約日以降、懸賞品の変更はできません。 ④中途解約 やむを得ず満期日前に解約する場合、抽選権および当選権は失効します。

本商品にかかる当組合の担当部署

JA信州うえだ 本所 金融共済部 普及推進課（電話：0268-25-8000）